

いわき市まちなか定住促進事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和2年3月31日

いわき市長 清水 敏 男

いわき市まちなか定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進並びに地域の活性化及び良質な住宅ストックの形成を図り、人口減少下においても持続可能な都市運営の実現に寄与するコンパクトなまちづくりを推進するため、市外から移住することを目的に住宅を取得した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 県外移住者 県外から本市に移住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。次号において「法」という。）第22条に規定する転入をした者をいう。
- (2) 市外移住者 県内の本市を除く市町村から本市に移住し、かつ、法第22条に規定する転入をした者をいう。
- (3) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の根拠地が本市にあることをいう。
- (4) 住宅 一戸建て住宅、共同住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (5) 取得 自己の居住の用に供するため、市内の新築住宅又は中古住宅を工事請負契約又は売買契約（以下「契約」という。）により取得し、自己の名義

で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。ただし、公共工事に伴う移転補償による取得を除く。

- (6) 基準日 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）を取得した日をいう。
- (7) 誘導居住面積水準 住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）に規定する水準をいう。
- (8) 市税等 本市において課税される地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市民税及び本市へ転入する前に所在地において課税される地方税法に規定する市町村税（特別区税を含む。）をいう。
- (9) 若い世代 基準日において、18歳以上40歳未満の者を有する世帯をいう。
- (10) 市内工務店 本市に本店を有する法人又は本市に住所を有し、かつ、現に居住している個人事業主をいう。
- (11) 空き家購入者 「特定非営利活動法人いわき市住まい情報センター」が運営している「空き家バンクいわき」に登録された建築物を購入した者をいう。
- (12) 低未利用地取得者 新築の行為に着手する以前において、空き地（建築物を有しない土地で土地利用が行われていない建築物の敷地をいう。）又は駐車場（建築物を有しない駐車場に限る。）若しくは耕作地として利用されていた土地を取得した者をいう。
- (13) まちなか居住区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成された「いわき市立地適正化計画」において定められた「まちなか居住区域」をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県外移住者又は市外移住者で、まちなか居住区域に定住する者であること。
- (2) 当該住宅の所有者（持ち分が2分の1以上）であること。
- (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して、第6条の補助対象住宅に定住すること。
- (4) 原則として、補助金交付年度内に本市への移住が完了していること。
- (5) 定住する直前の住所がある市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に、基準日以前の期間が1年以上記録されていること。ただし、住宅取得前に移

住準備等のため、市内に居住した場合は、転入の届出日から住宅の取得に係る契約を締結する日までの期間が1年未満であり、かつ、居住する直前の住所がある市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。

- (6) 世帯全員が第11条第1項の規定による補助金の実績報告日において納期限の到来している市税等を完納していること。
- (7) 国、地方公共団体その他公的な機関から、第5条に規定する補助対象となる経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。
- (8) 暴力団関係者（いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号の暴力団員及び同条第7号の社会的非難者をいう。）でないこと。

（補助金の交付対象）

第4条 補助金の交付は、第3条の補助対象者が第6条の補助対象住宅を取得した場合について行う。

（補助金の対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費を除く住宅取得に係る経費（消費税を除く。）とする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等の居住の用に供する建築物の建築及び購入以外に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外の経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う補助金を活用する場合の当該対象経費

（補助対象住宅）

第6条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅とする。

- (1) 取得した日が令和2年4月1日以後のものであること。
- (2) 建築基準法等の関係法令に適合していること。
- (3) 一戸建て住宅にあっては、その延べ面積は誘導居住面積水準のうち一般型誘導居住面積水準を満たしていること。
- (4) 共同住宅にあっては、その延べ面積は原則として、誘導居住面積水準のうち都市居住型誘導居住面積水準（当該水準により算出した面積が75㎡超の場合は、75㎡）を満たしていること。

- (5) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅にあつては、いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を受けていること。ただし、耐震診断の結果により、耐震改修が必要とされた住宅にあつては、耐震改修工事が完了しているものであること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第5条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額と、次の各号に掲げる額並びに第2項及び第3項の合計額とを比較していずれか低い額とし、県外移住者については1件あたり150万円を、市外移住者については1件あたり130万円を上限とする。

- (1) 基本額は、次のとおりとする。

ア 県外移住者のうち、まちなか居住区域に定住する者で誘導居住面積水準を満たす住宅の場合 45万円

イ 市外移住者のうち、まちなか居住区域に定住する者で誘導居住面積水準を満たす住宅の場合 90万円

- (2) 県外移住者の加算額は、次のとおりとする。

ア 定住後の世帯構成に若い世代を含む場合 5万円

イ 市内工務店と契約して新築した場合 5万円

ウ 空き家購入者又は低未利用地取得者の場合 10万円

- (3) 市外移住者の加算額は、次のとおりとする。

ア 定住後の世帯構成に若い世代を含む場合 15万円

イ 市内工務店と契約して新築した場合 15万円

ウ 空き家購入者又は低未利用地取得者の場合 10万円

2 県外移住者については、「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）」に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱（次項において「県要綱」という。）に基づき、基本額として45万円加算するほか、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、福島県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

- (1) 前項第2号アからウまでのいずれにも該当する場合 20万円

- (2) 前項第2号ア及びイに該当する場合 10万円

- (3) 前項第2号ア又はイに該当する場合 5万円
 - (4) 前項第2号ア又はイに該当し、かつ、同号ウに該当する場合 15万円
 - (5) 前項第2号ウに該当する場合 10万円
- 3 県要綱に基づき、県外移住者については、第1項第2号ア又はイに該当する場合は、加算額として該当する区分毎に10万円を加算する
- 4 前3項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第8条 規則第4条第1項に規定する期日は、市長が別に定める日とする。

2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、いわき市まちなか定住促進事業補助金事業計画書(第1号様式)とする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書
- (2) 同意書
- (3) 住宅取得等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し
- (5) 住宅と住宅以外の用途を併用する住宅の場合は住宅部分と住宅以外の部分とその面積が確認できる図面
- (6) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅である場合には、耐震診断(一般診断)結果報告書の写し
- (7) 前号の耐震診断を行い耐震改修が必要とされた住宅である場合には、耐震改修が済んでいることが分かる工事報告書
- (8) その他市長が必要と認める書類

4 前条第1項第2号又は同項第3号に該当する補助金の加算を申請する場合は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 前条第1項第2号ア又は同項第3号アに該当する場合 若い世代を有する世帯構成であることが確認できる書類
- (2) 前条第1項第2号イ又は同項第3号イに該当する場合 市内工務店を利用していることが確認できる法人登記事項証明書等の書類

(3) 前条第1項第2号ウ又は同項第3号ウに該当する場合 空き家購入者又は低未利用地取得者であることをそれぞれ確認ができる「空き家バンクいわき」に登録された物件であることが確認できる書類又は基準日以前の土地の登記事項証明書若しくは申立書等の書類

(4) その他市長が必要と認める書類

5 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項の軽微な変更は、補助金額の変更を伴わない経費所要額等の変更とする。

(着手届及び完了届)

第10条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び完了届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、補助事業等が完了した日の属する年度の末日までに行なわなければならない。

2 規則第12条第1号に規定する書類は、同条ただし書の規定により提出を省略するものとする。

3 規則第12条第2号の書類は、次のとおりとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し

(3) 世帯全員の納税証明書（課税がない者にあつては、非課税証明書）

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し

(5) 建物登記簿の全部事項証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第12条 本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第17条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

(状況の報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間における居住の継続状況をいわき市まちなか定住促進事業補助金状況報告書(第2号様式)により毎年度末までに市長へ報告しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

第1号様式（第8条関係）

いわき市まちなか定住促進事業補助金事業計画書

申請者 _____

住 所 _____

連絡先 _____

1 補助対象住宅について

住宅取得の所在地	〒 _____ いわき市 _____ _____
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
延べ面積	延べ面積 _____ m ² (住宅部分床面積 _____ m ²) ※ () 書き部分は、併用住宅の場合に記載
住宅取得日 (予定)	年 月 日
取得住宅の建築年月日	[確認済証] 年 月 日
市の他の補助金活用状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
国、県等の補助金の活用状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
補助対象経費 (税抜き)	金 _____ 円
補助基本	<input type="checkbox"/> a. 誘導居住面積水準 _____ m ² b. 延べ面積 _____ m ² 注) a ≤ b が要件 ※ 3. 参照
補助加算	<input type="checkbox"/> 若い世代を含む世帯 <input type="checkbox"/> 市内工務店の建築による住宅 (新築に限る。) <input type="checkbox"/> 空き家購入者又は <input type="checkbox"/> 低未利用地取得者

2 補助金額について

申請補助金額 金 _____ 円（加算額を含む。）

3 誘導居住面積水準の算定

(1) 一戸建ての住宅（併用住宅を含む）

下記により算出した居住面積水準 _____ m²

ア 単身者 55 m²

イ 2以上の世帯 $25 \text{ m}^2 \times (A + 0.75 \times B + 0.5 \times C + 0.25 \times D) + 25 \text{ m}^2$

(2) 共同住宅（マンション）

下記により算出した居住面積水準 _____ m²

ア 単身者 40 m²

イ 2人以上世帯 $20 \text{ m}^2 \times (A + 0.75 \times B + 0.5 \times C + 0.25 \times D) + 15 \text{ m}^2$

注1 A：10歳以上の居住世帯人数、B：6歳以上10歳未満の居住世帯人数

C：3歳以上6歳未満の居住世帯人数、D：3歳未満の居住世帯人数

注2 $(A + 0.75 \times B + 0.5 \times C + 0.25 \times D)$ 内が2人未満の場合は2人

注3 世帯人数が4人を超える場合は、 $(A + 0.75 \times B + 0.5 \times C + 0.25 \times D)$ の算定式より算出された面積から5%を控除した値を居住面積水準とする。

第2号様式（第13条関係）

いわき市まちなか定住促進事業補助金状況報告書

年 月 日

いわき市長 様

報告者

〒 _____

住所 _____

氏名 _____

いわき市まちなか定住促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助対象住宅の所在地

いわき市 _____

2 補助金の交付を受けた年度

令和____年度

3 現在の状況について（該当する□にチェックを入れてください）

①定住している ②定住していない

②の場合、定住していない理由を記入して下さい。

注）定住していない場合について、やむを得ない理由を除き補助金の返還を
求める場合があります。

※添付書類 世帯全体の住民票（1カ月以内に発行したものに限る。）